

平成26年第1回八雲町議会臨時会会議録

平成26年4月21日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 2 号 平成26年度八雲町一般会計補正予算（第2号）
日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○出席議員（15名）

- | | | | |
|------|---------------|------|----------|
| 1 番 | 佐藤 智子 君 | 2 番 | 横田 喜世志 君 |
| 3 番 | 安藤 辰行 君 | 5 番 | 三澤 公雄 君 |
| 6 番 | 掛村 和男 君 | 7 番 | 田中 裕 君 |
| 8 番 | 赤井 睦美 君 | 9 番 | 牧野 仁 君 |
| 10 番 | 大久保 建一 君 | 11 番 | 宮本 雅晴 君 |
| 副議長 | 12 番 千葉 隆 君 | 13 番 | 岡田 修明 君 |
| | 14 番 黒島 竹満 君 | 15 番 | 斎藤 實 君 |
| 議長 | 16 番 能登谷 正人 君 | | |

○欠席議員（1名）

- 4 番 岡島 敬 君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	山形広己君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長	
財務課長 兼収納対策室長	梶原雄次君	情報政策室長 兼新幹線推進室長	吉田邦夫君
住民生活課長	山田耕三君	会計管理者 兼会計課長	中野勝弘君
農林課長 併農業委員会事務局長	佐藤隆雄君	保健福祉課長	前小屋忠信君
商工観光労政課参事	藤牧直人君	商工観光労政課長	岡島建夫君
環境水道課長	九十田亨君	建設課長	河田實君
教育長	瀧澤誠君	落部支所長	柴田幸一君
社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	城近真君	学校教育課長	荻本和男君
学校給食センター所長	沢野治君	学校教育課参事	本庄伯幸君
総合病院事務長	齋藤真弘君	総合病院管理課長	成田耕治君
総合病院医事課長	五十川厚子君	総合病院建設企画課長	鈴木敏秋君
消防長	大泉達雄君	八雲消防署長	桜井功一君
八雲消防署管理課長	大淵聡君	八雲消防署消防課長	伊丸岡徹君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	輪島光昭君
産業課長	井口啓吉君	熊石消防署長	西田俊三君
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長	桂川芳信君		

○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	議事係長	戸田淳君
併監査委員事務局長		併監査委員事務局監査係長	
庶務係主任	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係主任			

[開会 午前10時07分]

◎ 開会・開議宣告

- 議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は15名です。
よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
これより平成26年4月21日召集八雲町議会第1回臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に横田喜世志君と斎藤實君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
○議長（能登谷正人君） ご異議ありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。
本臨時会に対し、町長から提出された案件は既に配付しております議案2件と承認1件の計3件であります。これら議案等説明のため町長及びあらかじめ委任、または囑託を受けた説明員の出席を求めています。
また、事前に配付をしております議案書に一部誤りがございましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。
本日の会議に、岡島敬議員欠席する旨の届出がございます。以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

- 議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。
○議長（能登谷正人君） 財務課長。
○財務課長（梶原雄次君） それでは議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例に

ついて提案説明いたします。

本件は地方税法等の一部を改正する法律平成 26 年法律第 4 号等の施行に伴い、八雲町税条例等の一部を改正しようとするものであります。今回の改正の主な内容は大きく 3 点で、1 つ目として地方法人課税の偏在是正としての町民法人税割の一部を国税化し、地方交付税財源化するため、国税としての地方法人税が創設されたことによる法人町民税法人税割の税率の改正。2 点目として地方税法の改正による軽自動車税の税率の改正。3 点目として単に課税標準の計算の細目を定めるもの等にかかる条文の整理となります。

それでは、概要説明により説明させていただきます。概要説明書別紙 1 の平成 26 年度税条例等の一部を改正する概要 2 ページからご覧いただきたいと思えます。適用期日が平成 26 年 4 月 1 日、平成 26 年 10 月 1 日、平成 27 年 1 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日、平成 29 年 1 月 1 日及び子ども子育て支援法の施行の日の 7 区分となっております。

第 1 条八雲町税条例の一部を改正する条例について、最初に平成 26 年 4 月 1 日適用分からご説明申し上げます。1 の条例附則第 6 条居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除。2 の条例附則第 6 条の 2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除。及び 3 の条例附則第 6 条の 3、阪神・淡路大震災に係る、雑損控除額等の特例に係る規定の改定は議案書 5 ページになります。単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、地方税法第 3 条の規定により条文の整備をしようとするものであります。

4 の条例附則第 8 条第 1 項は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は議案書 10 ページで、地方税法の改正により肉用牛の売却による事業所得の町民税の課税の特例について、適用期限を平成 30 年度まで 3 年間延長しようとするものであります。

5 の条例附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合に係る規定の追加は、議案書 11 ページで、地方税法の改正により法律で定める上限・下限の範囲内で軽減される規定、地域決定型地方税制特例措置の適用が追加されたことによる規定の改正で、法附則第 15 条第 2 項第 1 号水質汚濁防止法にかかる特定施設または指定地域特定施設は 3 分の 1、法附則第 15 条第 2 項第 2 号は大気汚染防止法に規定する特定物資の排出、または飛散の抑制に資する施設は 2 分の 1、法附則第 15 条第 2 項第 3 号土壤汚染対策法に規定する特定物質の排出、または飛散の抑制に資する施設は 2 分の 1、附則第 15 条第 2 項第 38 号フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する総務省令で定められた機器は 4 分の 3 にしようとするものであります。

次に 6 の条例附則第 10 条の 3 第 9 項は、新築住宅等にかかる固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の追加は、議案書 11 ページであります。地方税法の改正により、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置に係る規定を追加しようとするものであります。

概要説明の 3 ページになります。7 の条例附則第 17 条の 2、第 1 項及び第 2 項は優良住宅地の造成等のため土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る

規定の改正は、議案書は 12 ページで、地方税法の改正により、優良住宅地の造成等のため土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について適用期限を平成 29 年度まで 3 年間延長しようとするものであります。

次に 8 の条例附則第 21 条第 1 項は、旧民法 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、議案書 14 ページで、地方税法の改正により規定の明確化をするため、条文を整備しようとするものであります。

9 の条例附則第 21 条第 2 項は旧民法 34 条の法人から移行した法人等にかかる固定資産税の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の削除は、議案書の 14 ページで、地方税法の改正により移行一般社団法人等に係る非課税措置廃止に伴う規定の削除をしようとするものであります。

次に 10 の条例附則第 21 条の 2 は、旧民法 34 条の法人から移行した法人等にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、議案書 14 ページで、地方税法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備をしようとするものであります。

次に平成 26 年 10 月 1 日適用分として、1 の条例第 34 条の 4 は、法人税割の税率に係る規定の改正は、議案書 1 ページで、地方法人税の創設に対応した法人町民税に係る法人税割の税率引き下げに伴い税率を改めようとするものであります。現行税率は 14.7%でありますけど、改正後は 12.1%にしようとするものであります。

次に平成 27 年 1 月 1 日適用分として、1 の条例附則第 4 条の 2 は、公益法人等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書 4 ページで、租税特別措置法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備をしようとするものであります。

概要説明の 4 ページになります。2 の条例附則第 19 条の 3 第 2 項は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に係る規定の改正は、議案書 13 ページで、地方税法の改正により、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、相続もしくは遺贈による取得に係る規定を追加しようとするものであります。

3 の条例附則第 22 条東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、4 の条例附則第 22 条の 2 東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、及び 5 の条例附則第 23 条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係る規定の削除は、議案書 15 ページで、東日本大震災にかかる特例については、必ず条例によって定めなければならないとされている事項を除き、条例に規定しないことによる規定の削除をしようとするものであります。

次に 6 の条例附則第 24 条は個人の町民税の税率の特例に係る規定の改正は、議案書 19 ページで、八雲町税条例第 22 条から 23 条の削除による条の繰り上げをしようとするものであります。

次に平成 27 年 4 月 1 日適用分として 1 の条例第 82 条は、軽自動車税の税率に係る規定の改正は議案書 3 ページで、地方税法の改正により軽自動車税の税率について（1）原動

機付自転車のうち、総排気量が0.05リットル以下のもの、または定格出力が0.6キロワット以下のものは年額1,000円を2,000円に。ロ、2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの、または定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下ものは年額1,200円を2,000円に。ハ、2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの、または定格出力が0.8キロワットを超えるものは年額1,600円を2,400円に。ニの3輪以上のもの（車室を備えず2以上の輪距を有するものにあつてはその輪距のうち最大なものが0.5メートル以下であるもの、及び側面が構造上解放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの、または定格出力が0.25キロワットを超えるものは年額2,500円を3,700円に。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車のうち、イ、軽自動車、2輪のもの（側車付のものを含む）は年額2,400円を3,600円に。3輪のものは年額3,100円を3,900円に。4輪以上のものの内、乗用のものの営業用は年額5,500円を6,900円に。自家用は7,200円を1万800円に。貨物用のものの営業用は年額3,000円から3,800円に。自家用は4,000円から5,000円に。専ら雪上を走行するものは、年額2,400円から3,600円。ロの小型特殊自動車、農耕作業用のものは、年額1,600円を2,400円に。その他のものは年額4,700円を5,900円に。

(3)の2輪の小型自動車は年額4,000円を6,000円に改めようとするものであります。

次に、概要説明書の5ページになります。平成28年4月1日適用分として、1の条例第23条第2項及び第3項は、町民税の納税義務者等に係る規定の改正は議案書1ページで、法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備をしようとするものであります。

2の条例第48条第2項及び第5項は、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正は議案書2ページで、法人税法において、外国法人の外国税額控除制度新設に伴う規定の整備をしようとするものであります。

3の条例第52条第1項は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定の改正は議案書2ページで、法人税法において、外国法人の申告納付制度新設に伴う規定の整備をしようとするものであります。

4の条例附則第16条は、軽自動車税の税率の特例に係る規定の追加は議案書12ページで、地方税法の改正により、車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車について、経年車に対する重課に係る規定を追加するもので、3輪のものは年額3,900円を4,600円に。4輪以上のものの内、乗用のもので営業用は年額6,900円を8,200円に。自家用は1万800円を1万2,900円に。貨物用のものの内、営業用は年額3,800円を4,500円に。自家用は年額5,000円を6,000円にしようとするものであります。

次に、概要説明書は6ページになります。平成29年1月1日適用分として、1の条例第33条第5項は所得割の課税標準に係る規定の改正は議案書1ページで、地方税法の改正により適用条文の号ずれによる条文の整備をしようとするものであります。

2の条例附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の改

正は議案書 10 ページで、地方税法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備をしようとするものであります。

3 の条例附則第 19 条第 1 項は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正は議案書 12 ページで、地方税法の改正により規定の明確化をするため、条文の整備をしようとするものであります。

4 の条例附則第 19 条の 2 第 2 項は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正は議案書 13 ページで、地方税法の改正により規定の明確化をするため、条文の整備をしようとするものであります。

次に子育て支援法の施行日適用分として、1 の条例第 57 条は固定資産税の納付義務者に係る規定の改正は議案書 3 ページで、地方税法の改正により適用条文の号ずれによる条文を整備しようとするものであります。

2 の条例第 59 条は、固定資産税の非課税の規定を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告に係る規定の改正は議案書 3 ページで、地方税法の改正により適用条文の号ずれによる条文の整備をしようとするものであります。

第 2 条八雲町税条例の一部を改正する条例（平成 25 年八雲町条例第 25 号）の一部を改正する条例は議案書 19 ページで、地方税法の改正により適用条文の項ずれ、関係法令の用語の整備による条文の整理をしようとするものであります。以上が税条例の一部を改正する概要でございます。

議案書の 1 ページから八雲町税条例等の一部を改正する条例については、ただいま説明申し上げました概要説明の内容は、地方税法や条例中に引用される関係法令の改正に伴う用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でありますので、改正条例の説明は省略させていただき、議案第 1 号の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 今回の議案は、4 月 1 日適用以外に 27 年のもの、28 年のもの、29 年のものと出ておりますが、4 月 1 日以外の物は 6 月議会でもできると思うんですが、なぜこうしてまとめてやることになったのかお伺いいたします。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） 今回の条例改正の提案でありますけども、実は国会の方でいろいろ議案審議をされてきております。その中でただいま申し上げました。様々な適用期日が分散されてるわけですけども、トータルとして国の法律の中で 3 月 20 日議決をされて 3 月 30 日公布・施行されているってことでありますので、国の法改正に則った形の条例改正であります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 1 ページ目の 23 条の 2 項の恒久的施設の部分の定義、教えていただきたいのと、今現在八雲町にそれに該当する法人があるのかということをお伺いしたいと思います。

また、ちょっと今日、統計資料を持ってきてないんでわかんないんですけども、八雲町にこの軽自動車の該当、今どのくらいあって、この 27 年度以降の税収にどのくらい関わってくるのかなという部分、もし軽い試算でもあったら教えていただきたいなというふうに思います。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） 1 点目の法人税に係る分については、八雲町には該当法人はございませんということで理解いただきたいと思います。それから 2 点目の軽自動車税でありますけども、平成 26 年で想定されてるものは軽自動車全てで 5,674 台が八雲町で保有されてる軽自動車の数だと思います。今回の税改正によって、全て施行期日が 2, 3 に分かれていますけど、トータルで考えますと約 250 万ほど税収の増に繋がるかなというふうに思っております。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） すみません、恒久的施設という部分の定義の部分、ちょっと教えてもらいたいですけども。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） 定義っていうのがですね、様々な政令で定めることになっておりますけども、外国法人の国内における支店・工場・その他事業を行う一定の場所で政令で定める事項でありますので、政令までは確認しておりませんので、申し訳ありませんけども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。まず原案に反対の方の発言を許します。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 議案第1号に反対の討論をいたします。

軽自動車の税率について反対いたします。国内の自動車販売台数が伸び悩む中、急速に販売台数を拡大させている軽自動車への増税は、経費を削るため軽自動車に変えてきた庶民に重い負担を課すこととなります。八雲町は合併後さらに広大な面積を有しているため、軽自動車等は移動手段、仕事の相棒として欠かせないものとなっています。軽トラック初め、2台、3台所有している家庭も少なくないと思われます。町税は若干ふえることとなりますが、消費税の上に軽自動車税を増税するのは二重の弱い者いじめになると思われますので、議案第1号に反対いたします。以上です。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号平成26年度八雲町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは議案第2号平成26年度八雲町一般会計補正予算（第2号）について提案説明いたします。

議案書の24ページであります。この度の補正は歳入歳出予算及び債務負担行為の補正であります。歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれに1,104万2,000円を追加して歳入歳出予算の総額を111億3,354万2,000円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の29ページの3段目、中ほど上になります。2款総務費、1項総務管理費、15目電算業務費129万6,000円の追加はGISシステム固定資産税業務改修委託料で本年4月1日より稼働した新たな固定資産税賦課収納システムデータは、これまでのシステムデータと仕様が異なるため、新たな固定資産税賦課収納システムとGISのシステム改修が必要となり、この度、新システムのデータ使用が確定したことによるものであります。

5款1項労働費、3目緊急雇用創出推進事業費879万5,000円の追加は、国の平成25年度第1次補正により、従来の緊急雇用創出事業に新たに創設された地域・人づくり事業により採択されたものであり、特産コーディネーター人材育成事業業務委託料279万5,000円は、物産振興に関心のある失業者1名を雇用し、物産コーディネーターの人材育成のため

め必要な研修を図るため、一般社団法人八雲観光物産協会に委託し実施するものであります。緊急型酪農ヘルパー雇用拡大支援事業業務委託料 600 万円は、酪農経験のある失業者等 2 名雇用し、緊急型の酪農ヘルパーとしての知識等を習得し、必要な研修を実施するため、八雲ハッピーデイリーワーク利用組合へ委託し実施するものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は支出科目の変更で、国の都市農村共生対流総合対策交付金を活用し、野田生農業研修住宅 4 戸にかかる総事業費 800 万円のうち、国の交付金を除く 400 万円を事業主体へ補助し、実施することとしておりましたが、この度、補助採択が困難となったことから都市との交流に欠かすことのできない施設であることから事業内容を見直し、町補助相当額の事業費とし、19 節負担金補助及び交付金から 15 節工事請負費に組み替えするものであります。

6 目農地費 90 万 4,000 円の追加は、基幹農道整備事業負担金 90 万円は町道広域営農線等を道営事業により改良する計画であります。道路改良に加え、昨年 8 月の豪雨により道路法面等の崩壊に対応した詳細調査の必要が生じたことにより、事業量が増となったものであります。

また、道土地改良事業団体連合会負担金は事業量の増に伴う負担金 4,000 円であります。

3 項水産業費、2 目水産業振興費 4 万 7,000 円の追加は、八雲町漁船漁業近代化資金利子補給規則に基づく漁業近代化利子補給金で、総トン数 20 トン未満の漁船の改造等に必要な資金に対し年 0.5%の利子補給を行うもので、新たな漁業者があることから補正するものであり、償還期間が平成 33 年度までの見込みとなることから、債務負担行為を設定するものであります。以上で補正する歳出の合計は 1,104 万 2,000 円の追加であります。

続いて歳入になります。同じページの上段になります。15 款道支出金、2 項道補助金、4 目労働費補助金 879 万 5,000 円は、歳出で説明しました緊急雇用創出事業に係る補助金であります。

19 款 1 項 1 目繰越金 224 万 7,000 円は、歳出に対応した前年度繰越金であります。補正する歳入の合計は歳出と同額の 1,104 万 2,000 円の追加であります。

次に、債務負担行為の補正であります。議案書の 26 ページになります。債務負担行為の補正は、歳出で説明しました漁業近代化資金利子補給金に係る追加で、事項は漁業者が借入する漁業近代化資金に対する利子補給金で、期間は平成 26 年度から償還完了の日までとし、限度額は融資額に対する利率のうち 0.5%であります。

以上で議案第 2 号平成 26 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑にはいりません。質疑ございませんか。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 30 ページの緊急型酪農ヘルパー雇用拡大支援事業委託料についてご質問いたします。これは単年度なんですか、それともこの方々を今後継続して雇用

するとした場合の補償もされるものなんですか。

○農林課長補佐（荻本 正君） 議長、農林課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（荻本 正君） ご質問にお答えします。この 600 万は単年度の事業でございます。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 緊急型酪農ヘルパー、通称サブヘルパーと呼ばれてるものなんですけども。非常にこちらの方の人員も足りないので、やはり現場としてはありがたいんだろうなと思うんですが、単年度ということになれば次年度以降この 2 名の方はヘルパー組合の方で、運営の方で賄っていくというふうに考えるのか。また、その組織に対して 210 万でしたっけ、補助金がありますけども、そちらの方が来年度以降変わっていくという考えとか、増額されると考えてもよろしいでしょうか。

○農林課長補佐（荻本 正君） 議長、農林課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（荻本 正君） まずこの緊急雇用で雇用される見込みの今 2 名の 26 年度以降の方でございますが、まず 26 年、この事業で活用して雇用されますが、その後はヘルパー組合の普通の事業といたしますか、通常の中で雇用されていくものと思います。もともとこの事業ありきでなく、この緊急型のヘルパーを雇用したいという要望があった中で、この事業を活用して 1 年分でもそういう支援ができればということで、この事業の採択に向け調整したところでございます。

また、町の補助金の 26 年予算化されています 210 万については、増額という部分では別途、国の補助金等の削減の中で今議論をしているところでございまして、この緊急雇用の部分を含めてということでは今のところ答えが出てませんが、今年度協議していくところでございます。よろしく申し上げます。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 改めて確認しますけども、増減、共にないと。その組織に対しての 210 万の補助金は、増減ともにないと考へた方がいっていいということですか。

○農林課長（佐藤隆雄君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（佐藤隆雄君） 27 年度分につきましては国の補助、といいますか助成が切れるということもありましたので、27 年度予算につきましては今のところ町の運営費負担分として増額を検討しております。

○議長（能登谷正人君） 他にございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 承認第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 承認第1号専決処分の承認を認めることについてを議題といたします。本件は八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(山田耕三君) 議長、住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(山田耕三君) 承認第1号についてご説明いたします。議案書32ページであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日公布されたことに伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年3月31日、専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めようとするものであります。

では専決処分いたしました改正内容についてご説明いたします。議案書34ページであります。併せて概要説明書8ページをご覧ください。今回の改正は地方税法施行令の一部改正に伴い、法定賦課限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減の拡充に関する改正であります。第2条第3項及び第4項の改正は賦課限度額の引上げで、後期高齢者支援金分を14万円から16万円に、介護納付金分を12万円から14万円に、それぞれ2万円引き上げるものであります。第18条の改正は地方税法施行規則の改正に伴う条ずれによる条文の整備であります。第23条の改正は賦課限度額の引用による改正であります。35ページ同条第2号及び第3号の改正は、低所得者に係る保険税軽減の拡充で5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うものであります。5割軽減は算定基準の被保険者数等に世帯主も含めた人数とするもので、判定所得が24万5,000円増えることとなります。2割軽減は算定基準の被保険者数等に乘ずる基準額を35万円から45万円に増額するものであります。

附則として、施行期日を平成26年4月1日からとするもので、適用区分として平成26年度分の国民健康保険税から適用するものであります。

以上、承認第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして本臨時会に付議を予定されました案件はすべて議了いたしました。

よって、平成26年第1回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前10時52分]

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 能登谷 正 人

署 名 議 員 横 田 喜世志

署 名 議 員 斎 藤 實